

通学バスに関する取扱要綱

1 総 則

第1条（目的）

この要綱は、鳥取県立倉吉養護学校（以下「学校」という。）における通学バスに関する取扱いについて必要な事項を定める。

第2条（基本的事項）

- (1) 通学バスは、本校の小学部の児童生徒で学校長の許可を得た者の通学のために運行する。ただし、中学部・高等部の生徒で学校長が特に必要と認めた者についてはこの限りではない。
- (2) 通学バスの運行コースは、湯梨浜、北栄、琴浦、赤碕、及び関金（皆成学園経由）の5コースとし、児童生徒の居住地の実態により変更する場合がある。
- (3) 通学バスに関して収集する個人情報、本取扱いについてのみ利用し、他に利用することを禁ずる。なお、不要となった場合は直ちに処分する。

2 通学支援検討委員会・通学バス検討委員会の設置

第3条（設置）

通学支援方法や、支援体制の構築等に関することについて審議するため、「通学支援検討委員会」と「通学バス検討委員会」を設置する。

第4条（委員会の構成）

委員会の構成は次のとおりとする。

○「通学支援検討委員会」

外部委員、校長、副校長、教頭、事務長、各学部主事（オブサーバー）、通学バス担当

○「通学バス検討委員会」

校長、副校長、教頭、事務長、各学部主事、コーディネーター、養護教諭、通学バス担当

※必要に応じて当該児童生徒の担任から意見を聞くことができる。

第5条（顧問）

この委員会に顧問として学校医をおく。顧問は委員会に対して、医療的な面について助言をすることができる。

第6条（任務）

委員会の業務は次のとおりとする。

○「通学支援検討委員会」

- 1 児童生徒の通学方法の確認
- 2 自力通学支援員制度利用者の現状の把握
- 3 自力通学支援員制度利用者の決定及び今後の支援体制の検討
- 4 サービス事業所及び県の動向等の情報共有

○「通学バス検討委員会」

- 1 通学バスの現状の把握及び児童生徒への支援方法等の検討
- 2 通学バス利用者の決定及び通知
- 3 通学バス運行計画の作成

- 4 通学バスに関する規則・基準等の見直し及び設定
- 5 自力通学に向けた児童生徒の現状の把握
- 6 自力通学支援員制度利用対象者の選定
- 7 その他、通学バスに関する一切のこと

3 通学バスの運営

第7条（願い出）

通学バスにより通学を希望する児童生徒は、通学バス乗車許可願（様式1号）を学校長に提出しなければならない。

第8条（許可）

- (1) 学校長は、通学バス乗車許可願を受理したときは、速やかに「通学バス検討委員会」を開催し、その可否を決定しなければならない。
- (2) 前項の可否について、学校長は願い出者にその旨を通知（様式2・3号）しなければならない。

第9条（誓約）

承認通知を受けた者は、「通学バス利用のきまり」に同意し速やかに誓約書（様式7号）を学校長に提出しなければならない。

第10条（通知）

学校長は、道路状況、運行所要時間、その他の諸状況を考慮のうえ、運行経路、停留所及び時刻等を定めた運行計画を許可した者に通知しなければならない。

第11条（変更、中止及び取消）

- (1) 許可後、やむを得ない事情により停留所等を変更する場合は、通学バス乗車変更願（様式4号）を学校長に提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 許可後、他の通学手段が可能となった場合は、通学バス乗車中止届（様式5号）を学校長に提出しなければならない。
- (3) 許可後、乗車マナー等、特に問題がある場合は許可を取消すことがある。この場合、学校長は通学バス乗車取消通知書（様式6号）により通知しなければならない。

4 通学バスの運行

第12条（運行）

通学バスは運行計画に定めた経路・停留所・時刻等に従って運行しなければならない。

第13条（介助職員等）

通学バスに乗車する介助職員は、学校の介助職員と通学バス運行業務委託業者（以下「委託業者」という。）の介助員の2名とする。

第14条（運行の変更）

交通渋滞その他の事情により運行予定時刻に15分以上の遅れが生じる場合、介助員はその状況を学校に報告しなければならない。以降の停留所から乗降車予定の児童

生徒の保護者への連絡は学校が行う。

第15条（通学バスへの連絡）

- (1) 乗車予定の児童生徒がやむを得ず乗車できない場合、保護者は発車時刻までに学校及びバス備え付けの携帯電話に連絡しなければならない。
- (2) 下校時、保護者がやむを得ず停留所に迎えに行くことができない場合、保護者は発車時刻までにバス備え付けの携帯電話に連絡しなければならない。
- (3) 前項の連絡を受けるため、通学バス委託業者は携帯電話を車内に備え付ける。

第16条（特別な事情）

- (1) 学校は、災害発生等特別な事情により臨時休校する場合は、保護者及び委託業者に連絡しなければならない。
- (2) 通学バスが運行不能の場合は、通学バス委託業者は直ちに学校に連絡しなければならない。学校は、真にやむを得ないと認めたときは、その旨保護者に連絡しなければならない。

第17条（登下校）

- (1) 登校時において、運行予定時刻に児童生徒が停留所に不在の場合、通学バスをそのまま発車させることができる。
- (2) 下校時において、停留所に迎えの保護者等が不在の場合、通学バスをそのまま発車させることができる。この場合、学校は保護者に連絡をとり、保護者は最終降車場所まで迎えに行くこととする。

第18条（緊急時の対応）

通学バス運行中に不測の事態が生じた場合は、別紙の通学バス緊急対応マニュアルに基づき処理を行う。

5 雑則

第19条（その他）

この要綱に定めるものの他、必要な事項は委員会において審議を行い、通学バスに関する取扱要領で定める。

附則 この要綱は平成20年 4月 1日から施行する。

平成23年	3月		一部改正
平成25年	11月		一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	5月	8日	一部改正
令和元年	12月	20日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和7年	1月	23日	一部改正